

令和3年度の税制改正要望について

麻生太郎財務相は7月21日の閣議で、2021年度予算の概算要求の方針を報告しました。そこでは、新型コロナウイルスへの対応が未知数であることから、新型コロナウイルスへの対応経費は上限を設けず要望できる仕組みにすることが掲げられ、同時に税制改正要望を含めた各省庁の要求期限を9月30日に決めました。10月のエクラ通信では、出そろった令和3年の税制改正要望のなかで注目点をご紹介します。

①第三者への事業承継に係る課税猶予措置

経営者の高齢化が進む現状において、中小企業の円滑な事業承継は重要な政策課題になっています。昨今は金融機関等により第三者への事業承継の仲介支援が盛んに行われています。現行税制では創業者が第三者へ事業承継した場合、株式譲渡益に対して譲渡所得税が課税されるため、事業承継の障害になっているという指摘があります。そのためこの株式譲渡益に対する所得税の課税を猶予する措置が要望されています。(金融庁)

②上場株式等の相続税に係る見直し

上場株式等は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品です。しかし現行の相続税評価においてはリスクが斟酌されず時価によって評価されます。このため上場株式等は他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、『相続税評価上の扱いが不利(相続税評価額が割高)となっている』と言えます。高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から上場株式等について相続税評価の見直しが要望されています。(金融庁)

③金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

金融商品間の損益通算の範囲については、デリバティブ取引・預貯金等については認められていませんが、投資家が多用な金融商品に投資しやすい環境を整備するためにも損益通算の範囲の拡大が要望されています。(金融庁、農林水産省、経済産業省)

④相続登記等の申請の義務化を含めた不動産登記法等の見直しに係る登録免許税の減免措置

所有者不明土地問題の解消に向けて、相続登記等の申請の義務化の見直しが検討されているため、これに関わる相続登記等の登録免許税の減免措置が要望されています。(法務省)

⑤自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置

令和元年12月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設されました。そのため税制もそれに対応して既存の組織再編税制に株式交付制度を加えることで株対価M&Aの課税繰り延べを実現して事業再編の円滑化を図ることが要望されています。(経済産業省)

以上が筆者のピックアップする項目です。特に①の納税猶予制度は事業承継の新たな活路になる可能性があるため今後の動向を楽しみにしたいと思っております。また②の上場株式の相続税評価の見直しは納税者にとって大変有利な改正になる可能性があると思います。

12月の税制改正の大綱ではどこまで具体化されていくのか(又は実現には至らないのか?)注目していきたいと思っています。